

中野市小・中学生スポーツ活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ活動を行う市内に住所を有する小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）の競技力向上を図るため、国内で開催されるスポーツ競技会に参加する選手が属する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大会 国内で開催されるアマチュアスポーツ競技会をいう。
- (2) 団体 市内に活動拠点を有し、その設立目的に沿った大会に参加する団体（小学校及び中学校を除く。）をいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、大会に参加する小・中学生の競技力の向上とする。

(補助対象経費、補助金額及び補助回数)

第4条 補助金の対象となる経費は、小・中学生が参加する大会の参加費とする。ただし、他の補助金の交付対象となるものは除く。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内の額とし、小・中学生1人につき同一年度内につき1万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第5条 規則第3条の申請書及び第13条の交付請求は中野市小・中学生スポーツ活動事業補助金交付要綱（別記様式）によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 大会の開催が確認できる書類
- (3) 経費の支払を証する書類

(4) 事業の実施状況が確認できる書類

(5) 大会に参加した小・中学生の名簿

2 前項の申請書兼請求書は、大会が開催された日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第6条 規則第10条の実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに代えるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。